

7 著作者の権利

第17条（著作者の権利）

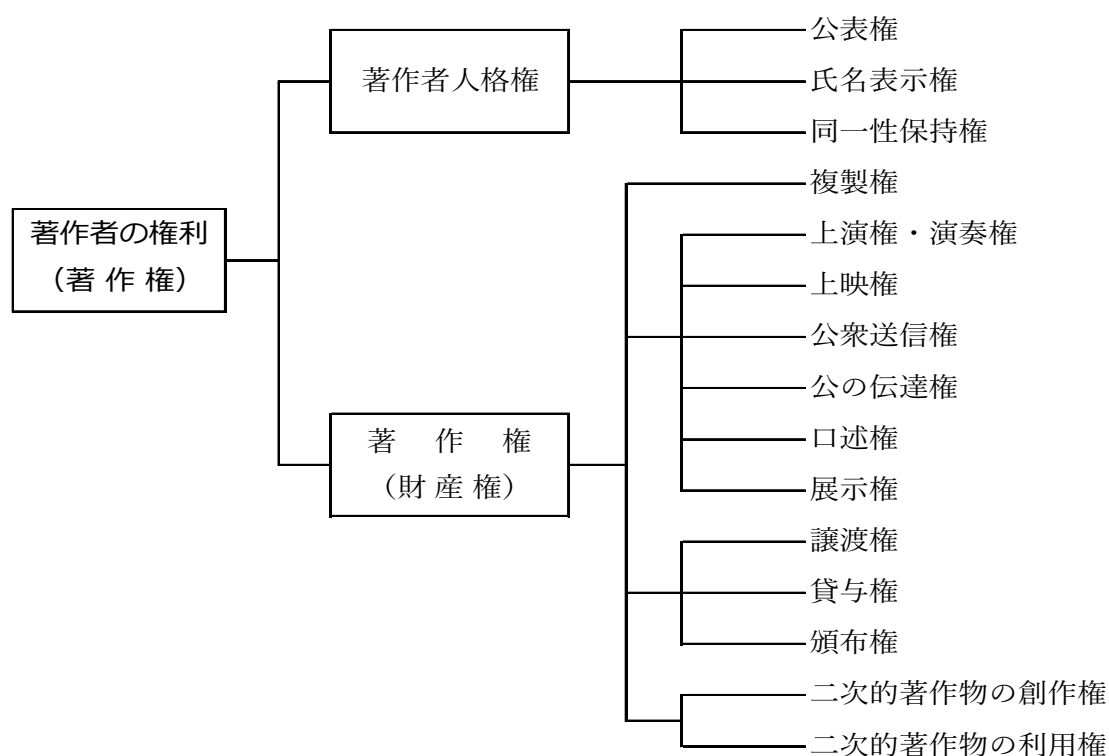
著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

著作権は、特許権等とは異なり、著作物を創作した時点で「自動的」に付与されるので、行政庁等への登録など、権利を取得するための手続は一切必要ありません（これを「無方式主義」と呼んでいます。）（第17条第2項）。また、権利の行使についても同様であり、このことは国際的なルールとされています。

著作者の権利は、他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる権利であり、大きく「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の2つで構成されています。

特に「著作権（財産権）」については、複製、上演、演奏、上映といったように、利用形態ごとに権利が定められているため、「どのような利用をすれば、どのような権利が働くのか」といった点をおさえておくことが重要です。



○著作者人格権と著作権（財産権）

	権利の概要	権利の移転等
著作者人格権	<u>著作者の精神的利益を守るための権利</u>	著作者に専属する権利であるため、 <u>譲渡はできない（第59条）</u>
著作権 （財産権）	<u>著作者の財産的利益を守るための権利</u>	<u>土地の所有権などと同様、譲渡や相続することが可能（第61条）</u>

【映画の著作物の権利】

映画の著作物については、映画製作者が巨額の製作費を投入し、多数の関係者の参画によって完成する特殊性を踏まえ、全ての関係者に権利行使を認めると映画の円滑な流通を阻害することとなるため、「著作者の権利」のうち「財産権」については、監督等の著作者から映画会社に移ることが法定されています（第29条）。

映画の著作物の場合、「著作者人格権」と「財産権」がどのように帰属するかについては、創作の実態によって以下ようになります。

(a) 個人が自分だけで「映画の著作物」を創った場合

その人が著作者となり、「著作者の権利」の全部（「著作者人格権」「財産権」）を持つこととなります。

(b) 映画会社が、社員だけで「映画の著作物」を創った場合

「法人著作」（9頁参照）となり、映画会社が「著作者の権利」の全部（「著作者人格権」「財産権」）を持つこととなります。

(c) 映画会社が、外部の監督等に依頼して「映画の著作物」を創った場合

映画の著作物については、「著作者の権利」のうち「財産権」の部分が、自動的に監督等の著作者から映画会社に移ることとされており（第29条）、このため、映画会社が「財産権」を持ち、監督等は「著作者人格権」のみを持つこととなります。

① 著作者人格権

【公表権】

第18条（公表権）

著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

まだ公表されていない自分の著作物について、それを「公表するかしないかを決定できる権利」（無断で公表されない権利）です（第18条第1項）。

ただし、「未公表の著作物」の「著作権（財産権）」を譲渡した場合や、「未発表の美術又は写真の著作物の原作品」を譲渡した場合には、著作物の公表に同意したものと推定されます（第18条第2項）。

また、情報公開法や公文書管理法の円滑な運用の観点から、情報公開法等による開示決定までに開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法等の規定により開示すること等に同意したものとみなされる旨の規定等が置かれています。

【氏名表示権】

第19条（氏名表示権）

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2～4 省略

自分の著作物を公表する時に、「著作者名を表示するかしないか」、表示するとすれば「実名（本名）」か「変名（ペンネーム等）」かなどを決定できる権利です（第19条第1項）。

ただし、著作物の利用目的や態様に照らし、著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、著作者名の表示を省略することができます。例えば、ホテルのロビーでBGMを流す場合に、作曲者名をアナウンスする必要はありません（第19条第3項）。

【同一性保持権】

第20条（同一性保持権）

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

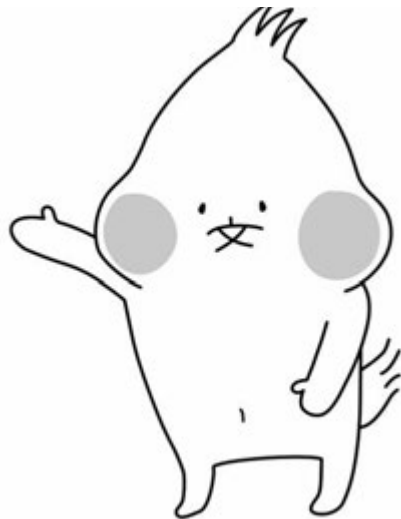
2 省略

自分の著作物の内容や題号を、自分の意に反して無断で「改変（変更・切除等）」されない権利です（第20条第1項）。

ただし、教科用図書や教科用代替教材等への掲載、教科用拡大図書等の作成、学校教育番組の放送等において、学校教育の目的上やむを得ないと認められる改変、建築物の増改築等について本規定の適用を除外しているほか、コンピュータ・プログラムのバグの修正やバージョンアップなどの修正・機能追加等については、プログラムの特殊性に鑑み、同一性保持権は適用しないこととされています。

その他、著作物の性質やその利用の目的・態様に照らしてやむを得ないと認められる場合は除かれます（第20条第2項）。例えば、印刷機の性能の問題で色がうまく出ないとか、「歌手の歌が下手」などという場合がこれに当たります。

7



② 著作権（財産権）

【複製権】

第21条（複製権）

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

複製権は、著作者に与えられた最も基本的な権利であり、全ての著作物が対象となります。手書き、印刷、写真撮影、複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積など、その方法を問わず、著作物を「形のある物に再製する」（コピーする）ことに関する権利で、このような行為を行えば、著作者の複製権が働きます。また、「生」の講演を録音、筆記したり、「生」の楽曲等を録音するような行為もこの複製権が働きます（第21条）。

なお、脚本等の演劇用の著作物の場合は、それが上演・放送されたものを録音・録画することも、複製に当たります。また、建築の著作物に関しては、その「図面」に従って建築物を作ること、建築の著作物の複製に当たります（建築に関する図面自体は、「図形の著作物」として保護されます）。

【上演権・演奏権】

第22条（上演権及び演奏権）

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

上演権・演奏権は、無断で著作物を公衆向けに「上演」（演劇等の場合）や「演奏」（音楽の場合）されない権利であり、このような行為を行えば、著作者の上演権や演奏権が働きます（第22条）。この上演・演奏には、「生」の上演・演奏だけでなく、CD やDVDなどの「録音物・録画物から再生すること」にも権利が働きます。

上演権・演奏権は「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」行われる場合に権利が働きます。観客の目の前で演奏等を行う場合が「直接」の典型的なケースですが、例えば、観客がいないスタジオで演奏行為が行われ、その演奏を離れた場所にあるホールの観客に聞かせたりすることも「直接」の概念に含まれます。

また、第22条以下の権利のうち無形的な権利については、「公衆に・・する」、「公に・・する」といった規定をしていることから分かるように、「公衆」に対する行為の場合に権利が働きます。ただし、著作権法上の「公衆」は、一般的な「公衆」の概念とは異なるため、注意が必要です。

◆ 「公衆」とは？

著作権法の「公衆」には、「不特定の者」のほか「特定かつ多数の者」も含まれます。（第2条第5項）

	少数の者	多数の者
特定の者	公衆ではない	公衆
不特定の者	公衆	公衆

相手が「一人」であっても、「誰でも対象となる」ようなサービスを行えば、「不特定の者」に対するサービスとして、公衆向けと評価されます。

例えば、一人しか入れない電話ボックス程度の大きさの箱の中でビデオを上映している場合、「1回に入れるのは一人だが、順番を待って100円払えば誰でも入れる」というときは、「公衆向けに上映した」ことになります。また、ファックス送信などの場合、1回の送信は「一人向け」だが、「申込みがあれば誰にでも送信する」というサービスを行うと「公衆向けに送信した」ことになります。さらに、一つしかない複製物を「譲渡」「貸与」するような場合、「特定の一人」に対して、「あなたに見て（聞いて）欲しいのです」と言って渡す場合は「公衆」向けとはなりません。が、「誰か欲しい人はいませんか？」と言って希望した人に渡した場合には、「不特定の者」＝「公衆」向けということになります。

「特定かつ多数の者」を「公衆」に含めているのは、「会員のみが対象なので、不特定の人向けではない」といった脱法行為を防ぐためです。なお、何人以上が「多数」かについては、著作物の種類や利用態様によって異なり、一概に何人とはいえません。一方、「特定少数の者」の例としては、「電話で話しているときに歌を歌う」とか「子どもたちが両親の前で劇をする」といった場合がこれに当たり、こうした場合には著作権は働きません。

【上映権】

第22条の2（上映権）

著作権者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

著作物を、映写機等を用いて、公衆向けに「上映」する（スクリーンやディスプレイに映し出す）ことに関する権利であり、このような行為を行えば著作権者の上映権が働きます（第22条の2）。

この権利は、映画の著作物に限らず、美術、言語、写真などの著作物が対象となりますが、有線か無線かを問わず、著作物をスクリーンやディスプレイ画面等に映し出すような行為が該当します。例えば、インターネットを通じて動画や静止画を入手し、一旦パソコン内に「固定」した後、ディスプレイ上に映し出して公衆に見せる行為も上映に当たります。

【公衆送信権】

第23条（公衆送信権）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

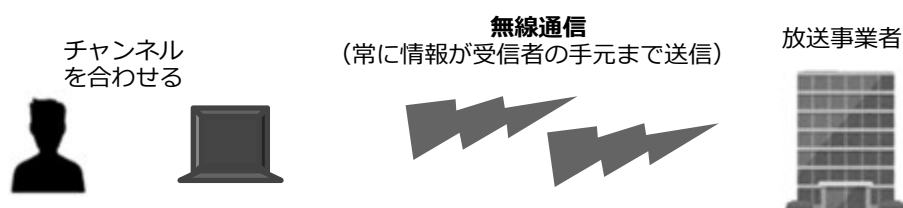
2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

「公衆送信権」は、放送、有線放送、インターネット等、著作物を公衆向けに送信することに関する権利です（第23条）。このような行為を行えば、著作者の公衆送信権が働きます。

公衆向けであれば、無線・有線を問わず、あらゆる送信形態が対象となり、具体的には次の図のような行為が該当します。

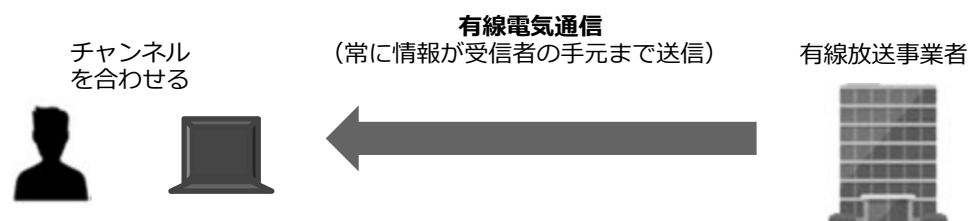
◆放送

情報が、常に受信者の手元まで無線で送信されており、受信者がチャンネルを合わせることで視聴できる送信形態



◆有線放送

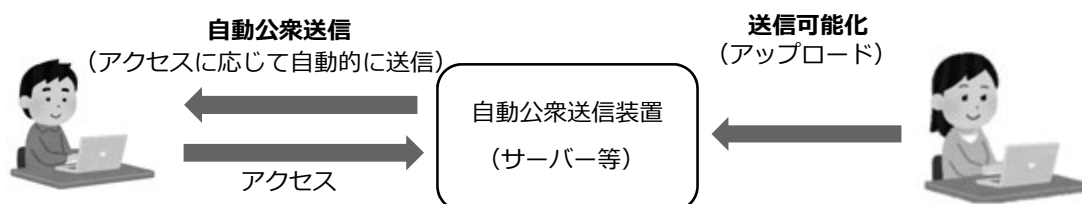
情報が、常に受信者の手元まで有線で送信されており、受信者がチャンネルを合わせることで視聴できる送信形態



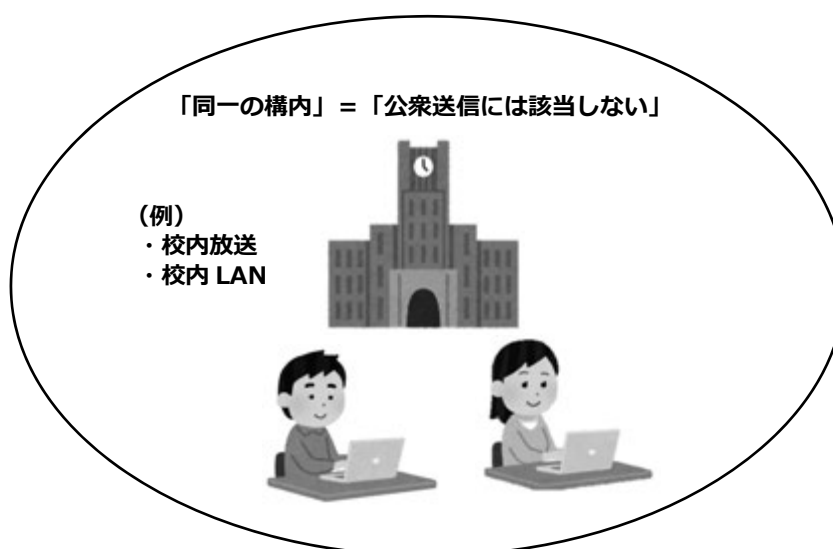
◆自動公衆送信

インターネットのように、受信者がアクセスした情報だけ手元に送信されるような送信形態。自動公衆送信装置（サーバー等）の内部に情報が蓄積されるウェブサイトのような「蓄積型」と、自動公衆送信装置への蓄積を伴わないウェブキャストのような「入力型」に分けられ、蓄積・入力された情報は、受信者からアクセスがあり次第、自動的に送信されるため、「自動公衆送信」と呼ばれています。

また、送信の準備段階として、送信される状態に置く行為（いわゆる「アップロード」等）を「送信可能化」と定義しており、アップロードも「自動公衆送信」に含まれます。したがって、受信者への送信が行われていなくても、無断でアップロードすると権利侵害となります。

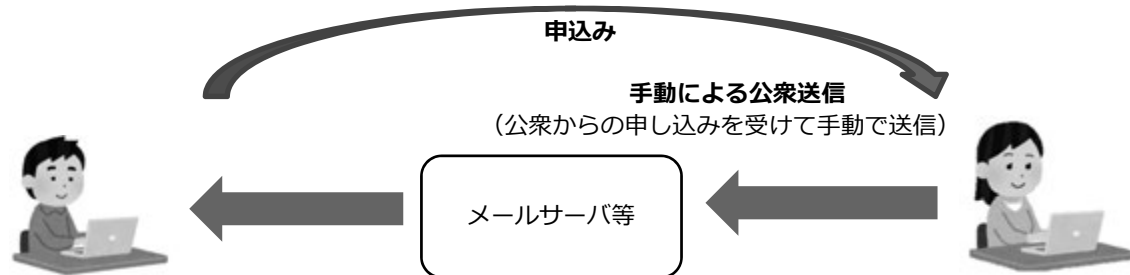


なお、学校内などの「同一の構内」においてのみ行われる送信は公衆送信の概念から除かれており、例えば、校内放送で音楽を流すことは、公衆送信ではなく「演奏」という概念に該当します。校内LANを使う場合も同様です（ただし、プログラムの著作物は除かれます）。



◆その他の公衆送信

電話などで公衆から申込みを受けて、ファックスやメール等を用いて手動で送信するような形態。なお、サーバー等の機器によってこれを自動化したものが「自動公衆送信」に該当します。

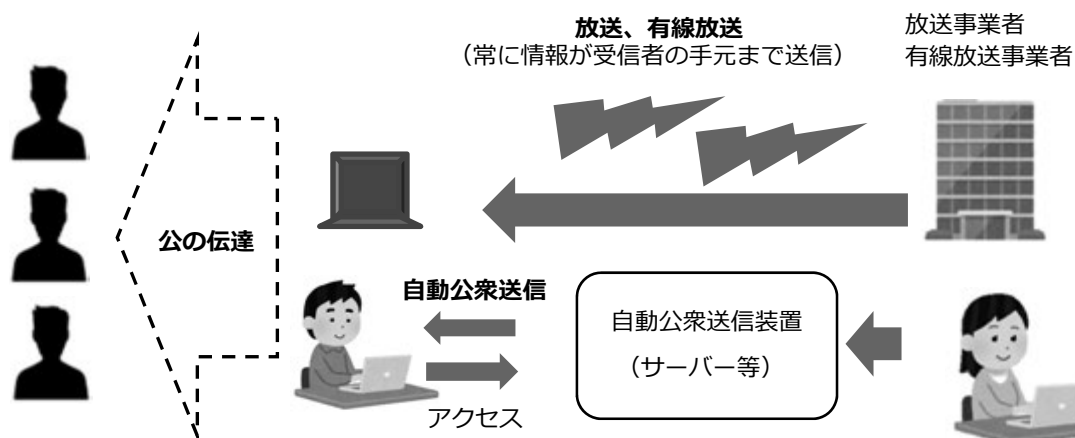


7

「公の伝達権」は、公衆送信される著作物を、テレビなどの受信装置を使って公衆向けに伝達する（公衆に見せたり聞かせたりする）ことに関する権利です（第23条第2項）。

具体的には、公衆送信される放送番組を受信装置であるテレビを使って公衆に視聴させる行為や、インターネット等によって公衆送信される著作物を、ディスプレイ等を用いて公衆に伝達するような行為等が該当します。

なお、パソコン等に保存（固定）されている著作物をスクリーン等に映し出す行為は「上映」に該当し、「公の伝達」には該当しません。



【口述権】

第24条（口述権）

著作権者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

「口述権」は、小説等の「言語の著作物」のみを対象として付与されているもので、朗読などの方法により公衆に伝達すること（演劇的な著作物の口演は除く。）に関する権利です。このような行為を行えば、著作権者の口述権が働きます（第24条）。

「口述」には、「生」の口述だけでなく、CDなどに録音された講演などを再生したり、離れた場所にあるスピーカーを通じて聞かせる行為も含まれます。

【展示権】

第25条（展示権）

著作権者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

「展示権」は、「美術の著作物の原作品」と「未発行の写真の著作物の原作品」のみを対象として付与されているもので、これらを公衆向けに「展示」することに関する権利です。このような行為を行えば、著作権者の展示権が働きます（第25条）。

原作品とは、美術の著作物の場合、画家が創作した作品そのもののことです。また、写真の著作物の場合は、印画紙にプリントされたものが原作品となります。なお、通常、絵画が売買されても、売主から買主へ移転するのは、物としての絵画の「所有権」だけで、「著作権」は、著作権を譲渡するという契約が行われていなければ、著作権者が引き続き保有しています。

したがって、物としての絵画を購入しても、著作権者に無断で「複製」や「展示」は原則としてできないことになります。なお、「美術の著作物等の原作品の所有者による展示」については、例外規定が設けられています（87頁参照）。

【譲渡権】

第26条の2（譲渡権）

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 省略

「譲渡権」は、著作物の原作品又は複製物の公衆向けの譲渡に関する権利で、このような行為を行えば、著作者の譲渡権が働きます（第26条の2）。

この権利が設けられたのは、主として、無断で海賊版を大量に作った侵害者が、これを全部第三者に一括して転売してしまった場合に、海賊版作成者ではない第三者による販売を差し止められるようにするためです。したがって、「いったん適法に譲渡されたもの」については、譲渡権がなくなります（第26条の2第2項第1号）。例えば、店頭で売られている本や音楽CDを買った場合、譲渡権はすでに消滅していますので、転売は自由です。また、この権利が働くのは「公衆」向けに譲渡する場合のみですので、「特定少数の人」へのプレゼントのような場合には、この権利は働きません。さらに、後に解説する「例外」（60頁以降参照）によって公衆への譲渡が当然想定されているような場合（例：教員による教材のコピー・配布行為）には、複製権だけでなく譲渡権についても著作者の権利が制限されます（第47条の7）。

【貸与権】

第26条の3（貸与権）

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

「貸与権」は、著作物を「複製物の貸与」という方法によって公衆に提供することに関する権利で、このような行為を行えば、著作者の貸与権が働きます（第26条の3）。

「貸与権」は、レコードレンタル業の発達に対応するため、昭和59（1984）年の著作権法改正により導入された権利です。レンタル業のうち、当時の貸本業は零細な事業者が多く、事業者数もそう多くなかったことから、書籍・雑誌の貸与は、（主として楽譜により構成されているものを除いて）当分の間は貸与権が働かない

こととされました。しかしながら、平成 15（2003）年ごろから大手事業者がコミックレンタル業に参入してきたことなどから、平成 16（2004）年に著作権法が改正され、他の著作物と同様、書籍等の貸与についても原則として権利者に無断でできないことになりました。貸与には、どのような名義・方法であるかを問わず、貸与と同様の使用の権原を取得させる行為（例えば買戻特約付譲渡等）も含まれます（第 2 条第 8 項）。

なお、図書館などでの館外への書籍等の貸出しは「貸与」に該当しますが、「非営利・無料」の場合の貸与については、例外規定が定められています（79 頁参照）。

【頒布権】

第 26 条（頒布権）

著作権者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作権者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

映画の著作物（映画、アニメ、ビデオなどの録画されている動く影像）の場合に限り、「譲渡」と「貸与」の両方を対象とする「頒布権」という権利が付与されています（第 26 条）。

「頒布」とは、公衆向けに「譲渡」したり「貸与」したりすることですが、この「頒布権」は、特定少数への譲渡・貸与であっても、公衆向けの上映を目的として行われる場合には権利が及ぶとされています。この「頒布権」のうち譲渡に関する部分については、「譲渡権」とは異なり、適法に譲渡された後の再譲渡にも権利が及ぶことに注意が必要です。このように「頒布権」は非常に強力な権利となっていますが、市販用のビデオなどが出現する前の「劇場用映画」の配給形態を前提としたものであり、公衆に提示することを目的としない市販用ビデオ・DVD や家庭用ゲームソフトなどを譲渡することについては、一旦適法に譲渡された後、公衆に再譲渡することについては、「頒布権」は消滅するという判断が示されました（平成 14（2002）年 4 月 25 日の最高裁判決「中古ゲームソフト差止請求」事件参照）。

なお、第 26 条第 1 項は、第 29 条によって法定帰属する映画製作者の頒布権であり、第 26 条第 2 項は、映画の中に収録されている音楽や美術作品の著作権者が、映画の著作物としての一体的利用に関して有する頒布権を定めたものです。このほか、原作をもとに映画の著作物（二次的著作物）が作られた場合、原作者は、第 28 条の権利（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を通じて頒布権を有することになります。

【翻訳権・翻案権等】

第27条（翻訳権、翻案権等）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

「翻訳権・翻案権等」は、著作物（原作）を、翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などにより、創作的に「加工」することによって、「二次的著作物」を創作することに関する権利です（第27条）。例えば、原作者であるAさんの作品をBさんが翻訳して出版したい場合、BさんはAさんの了解を得なければなりません。

【二次的著作物の利用に関する原著作者の権利】

第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」は、自分の著作物を基に創られた「二次的著作物」を第三者が利用する場合に関する権利です（第28条）。

例えば、原作者であるAさんの作品をBさんが（Aさんの了解を得て）翻訳し、この翻訳物（二次的著作物）をCさんがコピーするとします。この場合、翻訳物の著作者はBさんですので、CさんはBさんの了解を得る必要がありますが、原作者であるAさんは、「二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」を持つため、Aさんの了解も得る必要があります。

